

答 申

樹木を主とした
市街地のみどりのあり方について

平成17年12月15日

札幌市緑の審議会

平成 17 年(2005 年)12 月 15 日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市緑の審議会

会長 浅川 昭一郎

樹木を主とした市街地のみどりのあり方について（答申）

平成 16 年 12 月 17 日に諮問を受けた「樹木を主とした市街地のみどりのあり方」について、本審議会は慎重に審議を進め、このたびその結論をとりまとめましたので次のとおり答申いたします。

答申にあたって

市街地のみどりは、私たちの生活に安らぎとうるおいをもたらすだけでなく、環境保全機能や健康・レクリエーション機能、防災機能などの様々な公益的機能を有しており、自然性豊かな街並みを形成する上で必要不可欠な都市基盤の一つである。とりわけ樹木は、安らぎやうるおいといった景観形成機能や、地表面温度上昇の抑制・二酸化炭素の吸収・固定効果などの環境保全機能が高く、市街地においては樹木を主としたみどりが重要である。

しかし、積雪寒冷地であるという地域特性に加え、市街地は物理的・社会的な制約が多く、樹木にとって厳しい生育環境である。また、樹木の剪定や伐採など市民から多様な要望が寄せられているほか、平成16年9月には台風18号により多数の風倒木被害を経験しており、これを契機に、札幌市緑の審議会は、平成16年12月17日に、今後市民とともにみどり豊かな街づくりに努めるにあたり、樹木を中心とした市街地のみどりのあり方について市長から諮問を受けた。

当審議会では「市街地のみどりのあり方特別部会」を設立し、6回の部会審議、及び2回の総会審議を重ね、このたび以下に示す4つの提言を中心にこの答申をとりまとめた。

今後市がこの答申を踏まえ、地域の空間特性に応じた樹木の役割とあり方を明確にした上で、市街地における樹木によるみどりのボリュームアップとネットワーク化に向けて積極的に取り組むことを期待するものである。

4つの提言

- 1 樹木を定量的に把握できる樹林率を基本指標として設定し、公園、街路、公共施設、民有地等の個々の樹木を都市の中の樹木として全体的に捉える必要がある。
- 2 市街地の樹木のあり方を明確にし、市民に広く示した上で、樹木の適正な植栽計画と維持管理を行う必要がある。
- 3 樹木によるみどりのボリュームアップとネットワーク化に向けて、協働による取り組みを進め、市民合意の形成と積極的な参加の推進を図る必要がある。
- 4 市内部の各事業部局や、国などの関係行政機関との連携により、都市の樹木を一体的に考えたみどりづくりが必要である。

目 次

1	市街地（市街化区域）のみどりの重要性	1
1-1	市街地のみどりの重要性	1
1-2	市街地の樹木の重要性	2
2	市街地の樹木の現状と課題	3
2-1	市街地の樹木の現状	3
2-1-1	市街地の樹林率	3
2-1-2	樹木の生育環境	6
2-2	市街地の樹木の課題	7
2-2-1	樹木の適正な植栽計画と維持管理	7
2-2-2	市民合意の形成と積極的な参加の推進	7
2-3	札幌市の取り組み	8
3	市街地の樹木のあり方	9
3-1	都心部（駅前・大通等）の樹木	10
3-2	商業・業務地の樹木	10
3-3	住宅地の樹木	11
3-4	樹林地（一定規模以上）の樹木	11
3-5	コリドールの樹木	12
4	協働に向けての取り組み	14
4-1	協働の取り組み方針	14
4-2	市民と行政の役割	15
4-2-1	市民の役割	15
4-2-2	行政の役割	16
4-3	協働の取り組み事例	17
5	みどり豊かな市街地の形成に向けて	18

1 市街地（市街化区域）のみどりの重要性

1-1 市街地のみどりの重要性

さまざまな花がいつせいに咲き、新緑が芽吹く春をはじめ、ナナカマドの赤い実や白銀の雪の中に映える針葉樹の姿など、札幌は、本州では見られない積雪寒冷地特有の自然を有している。また、南西部に広がる丘陵・山並み、北東部の平地に広がる農地などの豊かなみどりが札幌の都市個性を形成し、それが大きな魅力となっている。このように、大都市でありながら身近に自然性豊かなみどりを有していることは、札幌市民が自分たちの街を好きだと感じる最も大きな理由となっている。

また、みどりは、札幌の自然性豊かな街並みを形成する上で必要不可欠な都市基盤の一つであり、以下のような様々な機能を有している。

景観形成機能

札幌の碁盤目状の街並みに広がる街路樹や公園緑地、樹林地などの市街地のみどりは、周辺に広がる丘陵地等のみどりとあいまって、札幌の風土特性を活かした美しい都市景観を形成し、安らぎやうるおいなどの心理的効果をもたらす。

環境保全機能

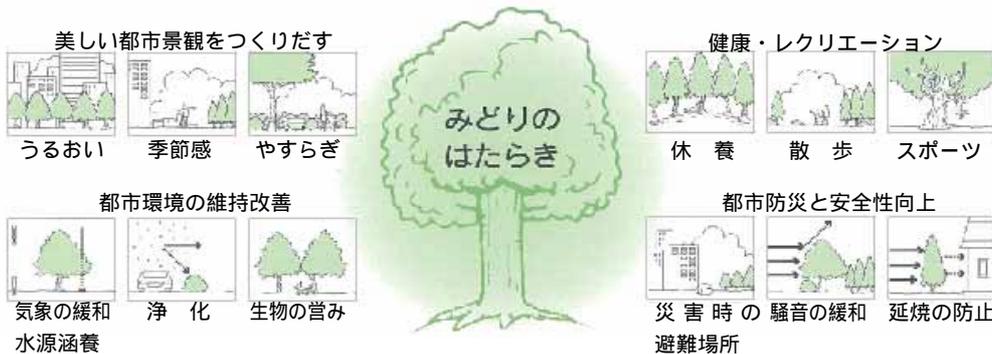
市街地のみどりはヒートアイランド現象の緩和など微気象の調節、地下水涵養、大気浄化の機能を有する。また、河川や緑道、公園緑地などの骨格となるみどりは、市街地周辺の生態系とは異なるものの、市街地における生物の生息・生育空間を保全・創出するなど、生物多様性の保全に貢献する。

健康・レクリエーション機能

市街地のみどりは自然とのふれあいの場や休養、散策の場を市民に提供するとともに、スポーツ・レクリエーション活動などの場としても利用され、市民の日常的な健康の維持、増進に貢献する。

防災機能

市街地のみどりは災害時の避難路や避難場所として利用され、都市の安全性の向上に重要な役割を果たしている。



1 - 2 市街地の樹木の重要性

市街地における樹木は、市民に四季の自然を感じさせ、安らぎやうるおいなどの心理的効果をもたらすとともに、地域の個性ある街並みを形成する。また、古くから地域に存在し、ランドマークとなっている大径木は、地域住民にとって馴染み深い存在であり、地域のシンボルとして大きな役割を担っている。既往の研究においても、市街地における身近なみどりに関する満足感は、草地の量と比較して、樹木の量との間に高い相関関係が認められている。

枝葉の広がる樹木は、夏季・昼間における周辺地表面温度の上昇を抑制する効果が高く、市街地における熱環境を緩和するとともに、雨水の地下浸透を促進させる。また、光合成活動を通じて樹幹に固定される二酸化炭素の吸収効果が高く、大気の浄化が促進されるとともに、防塵効果やビル風に対する防風効果などが期待される。

大規模な公園緑地や保存樹林地、特別緑地保全地区などのまとまった樹林内において樹木が発散する清浄な空気は、生理機能の促進やリラククス効果など、人体へ様々な好影響を与える。また、樹林地は火災の延焼を防止する効果が期待される。

樹木は、芝生や草花等と比較して単位面積当たりの葉面積が大きいいため、景観形成機能や環境保全機能、健康・レクリエーション機能、防災機能が高く、人工物が多くみどりが少ない市街地においては、樹木の存在が重要である。

2 市街地の樹木の現状と課題

2-1 市街地の樹木の現状

市街地における樹木の現状を把握するには、街路樹が植栽された道路の割合や、樹木が豊かであると感じる市民の割合など様々な視点が考えられるが、ここでは樹林や樹木の量を定量的に示す指標である樹林率、及び樹木が生育する上での環境面から樹木の現状についてとりまとめた。

2-1-1 市街地の樹林率

札幌の樹林率は8.0%（平成15年調査）であり、各都市で調査年度・調査精度が異なっているため単純に比較することはできないものの、他の政令指定都市と比較しても市街地の樹林が少ない都市といえる（図1）。また、平地であり古くから農地の拡大に伴って樹木の伐採が行われてきた北区、東区、白石区では樹林率が比較的低く、丘陵地のみどりや風致地区等を包含する中央区、清田区、南区では樹林率が比較的高くなっている（図2）。

土地利用別では、平成8年、平成15年調査時ともに、公有地の樹林が樹林全体の約50%を占めており、商業・住宅地などの樹林は全体の約20%程度である（表1）。また、平成8年と平成15年調査の樹林率の経年変化では、公有地の樹林率が15.0%から15.7%と増加しているのに対し、私有地の樹林率は3.0%から2.6%と減少している（表1）。

市街地の樹林規模は、500㎡以下が全体の約70%を占めており、1,000㎡以上の樹林は約15%と、比較的大きな規模の樹林は少ない（図3）。

樹林率について

本答申で用いる樹林率とは、市街地における公有地・私有地の樹林・樹木の樹冠面積が占める割合である。札幌市では、面積25㎡以上の樹林・樹木及び街路樹（植栽距離×2m）を抽出している。このため、個人の庭などの25㎡未満の小規模な樹林・樹木は把握できていない。

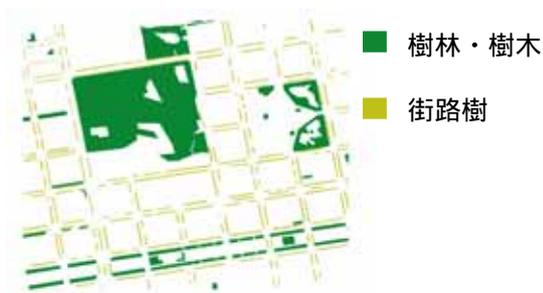


図1 各政令指定都市の樹林率について
(市街化区域)

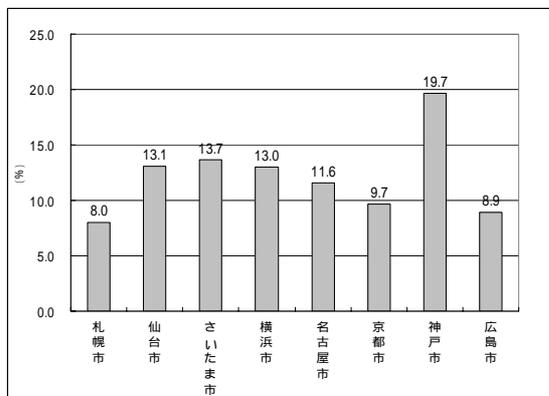
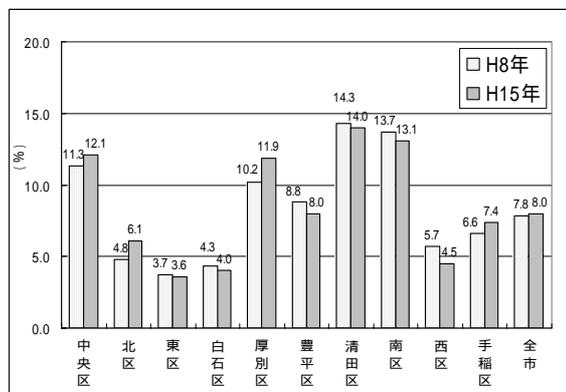


図2 区別樹林率の推移(市街化区域)

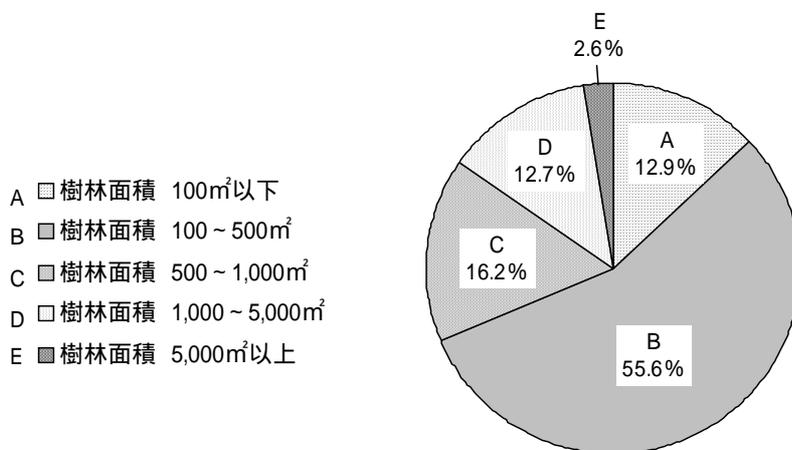


各都市で調査年度、調査精度が異なる。
(参考資料 P8 3-1 各政令指定都市の樹林率 参照)

表1 土地利用別の樹林率の経年変化(市街化区域)

		公有地							私有地								計		
									商業・住宅地				その他の利用						
		公園緑地	保全緑地	河川敷堤防	道路歩道	各種学校	公共地その他	公有地樹林率	業務地	戸建住宅	集合住宅	商業・住宅地樹林率	耕作地	社寺墓地	駐車場空地	未利用地		用水ため池等	その他樹林率
樹林率	H8	32.8	52.8	8.4	9.3	10.8	8.7	15.0	2.7	3.1	4.3	3.0	2.1	31.5	1.5	21.6	0.1	16.3	7.8
	H15	34.2	62.7	11.8	10.0	10.9	7.7	15.7	2.5	2.6	2.4	2.6	2.8	29.9	1.4	30.5	5.5	20.9	8.0
構成比	H8	17.4	5.2	2.4	12.0	6.3	2.1	45.5	5.4	16.3	2.1	23.9	0.9	2.8	0.2	26.8	0.0	30.7	100.0
	H15	18.9	6.5	3.5	14.3	6.4	2.7	52.4	5.3	13.5	2.1	20.8	0.9	2.9	0.2	22.9	0.1	26.8	100.0

図3 樹林の規模別構成比(市街化区域)



市街地における空間別の樹林率では、特に商業・業務地が低く、発寒地域の一部の地区では樹林率が2.7%と、全市平均(8.0%)を大きく下回っている。また、都心部の駅前・大通・道庁・創成川周辺は、商業・業務地と比較して6.1%と若干高い値になっている。さらに住宅地は、新琴似地域の一部の地区では3.8%、真駒内地域の一部の地区では14.0%であり、樹林率が二極化する傾向にある(表2)。

表2 空間別・地域別樹林率

	1 各地区(住区名) 2	面積(ha)	3 主な土地利用	4 主な用途地域	樹林率(%)
都心部	駅前・大通・道庁・創成川周辺(C-102)	156.5	業務地(49.26%)	商業地域	6.1
商業・業務地	発寒地域の一部(発寒工専)	202.1	業務地(70.22%)	工業専用地域	2.7
	大谷地地域の一部(大谷地準工)	210.8	業務地(59.36%)	準工業地域	4.2
	琴似地域の一部(W-106)	91.5	業務地(28.73%)	商業地域	3.1
	苗穂地域の一部(C-101)	163.0	業務地(53.16%)	商業地域	4.5
	駅裏・東区役所周辺(E-101)	111.7	業務地(29.97%)	商業地域、第1種住居地域	4.9
住宅地	月寒地域の一部(T-009)	84.9	戸建住宅(74.38%)	第1種低層住居専用地域	5.0
	新琴似地域の一部(N-009)	124.0	戸建住宅(72.60%)	〃	3.8
	北郷地域の一部(H-008)	134.2	戸建住宅(61.55%)	〃	1.5
	真駒内地域の一部(S-104)	137.0	集合住宅(28.48%)	第1種低層住居専用地域 第1種住居地域	14.0
	円山地域の一部(C-115)	132.6	戸建住宅(37.00%)	第1種低層住居専用地域	36.2

1：各地区の抽出方法

都 心 部：大通・駅前通を含む地区を抽出した。

商業・業務地：札幌市緑被現況調査(H15)における土地利用構成比で業務地率が高い地区および用途地域で商業地域に該当する代表的な5地区を抽出した。

住 宅 地：札幌市緑被現況調査(H15)における土地利用構成比で戸建住宅地率または集合住宅地率が高い代表的な5地区を抽出した。

2：札幌市では街づくりの基本単位として徒歩生活圏である1km四方(100ha)を標準として住区を設定している(参考資料P9、10 3-3 住区別樹林率の現況 参照)。

3：主な土地利用は、各地区(住区)における様々な土地利用のうち、主な土地利用を示す。

4：主な用途地域は、各地区(住区)における様々な用途地域のうち、主な用途地域を示す。

2-1-2 樹木の生育環境

札幌の樹木は落葉広葉樹が主体であり、みどりを身近に感じられる期間が短いため、札幌は本州と比較しみどりのボリューム感が不足する傾向にある。

また、積雪寒冷地という地域特性に加え、特に市街地においては物理的・社会的な制約が多く、樹木にとって厳しい生育環境である。

樹木の物理的生育環境

市街地は、その大部分が建物や舗装で覆われているため雨水の流出が多く、地中の水分が少ない環境にある。また、街路樹の植樹柵のような狭い植樹空間はもとより公園のような比較的広い空間においても、人の入り込みによる踏圧などが原因で、通気性や透水性などの良好な植栽環境を維持することは容易ではない(写真1)。さらに、自動車の排気ガスによる大気汚染や高層の建築物の影響による日照不足、局地的なビル風などによる樹勢の衰退など、市街地は樹木にとって厳しい生育環境である。

樹木の社会的生育環境

市街地では、道路標識や電線などとの関係により、樹木の植栽空間は多くの制約を受けており、また、冬期間の除雪作業を考慮すると、高木と低木の組み合わせによる複層的な植栽は容易ではない。特に敷地境界際の樹木については、枝葉や根の越境による樹木の剪定・伐採の要望が多い(参考資料 P6 2市街地のみどりに対する市民要望 参照)。

また、街路樹や公園外周に植栽されている生垣等は、除雪作業により大きな影響を受けている(写真2)。

このほか、落葉によるスノーダクトのつまりや日照障害などにより、市民にとってマイナスイメージを与える場合がある。

写真1 根元まで舗装で覆われた樹木



写真2 除雪により傷のついた樹木



写真2 出典：平成16年度台風18号による緑化樹の被害調査報告書
北海道林業試験場 緑化樹センター

2-2 市街地の樹木の課題

札幌は、丘陵や農地など自然性豊かなみどりに囲まれ、多様な動植物相に恵まれた大都市である。また、札幌の街が好きという市民意見の理由では、「みどりが多く自然が豊か」が多数を占めており、みどり豊かな都市環境は、市民の誇りでもある。

今後、台風の被害を乗り越え、みどり豊かな市街地を形成するためには、公有地や私有地における緑化の推進や都市に残された貴重な高木の保全などに取り組み、100年の大計による樹木のボリュームアップとネットワーク化を進めることが求められる。

しかし、その実現には、次のような課題があげられる。

2-2-1 樹木の適正な植栽計画と維持管理

市街地には、できるだけ自然樹形による育成を行う既存樹林地や街並み景観のシンボルとなる樹木がある一方、剪定などの維持管理が欠かせない街路樹や敷地境界際の樹木もある。それぞれの樹木の目的や環境に応じた維持管理水準を定めることが重要である。

また、カツラやイチョウなど台風18号で被害本数が少なかった樹種や、ハルニレやオオバボダイジュなどの郷土樹種による多様な樹種選定を行うとともに、植栽時の景観だけでなく将来を見通した十分な生育空間の確保、及び良好な街並景観を考慮した植栽計画を作成することが重要である。

さらに、人の入り込みによる踏圧を防ぎ、通気性や透水性を維持できる良好な植栽基盤を確保することが重要である。

このように、市街地においては、樹木の植栽環境や目的、生育特性に応じた適正な植栽計画と維持管理が課題となる。

特に生育環境が厳しい街路樹は、一斉に倒木する場合など街路景観に与える影響が大きいため、樹種、樹齢の多様化や、良好な植栽基盤の確保が求められる。

2-2-2 市民合意の形成と積極的な参加の推進

市街地の樹木は、良好な都市環境を形成する上で様々な機能を有していることから、街路樹植栽や公共施設等の壁面緑化など、積極的な緑化を望む声が多い。また、公有地の緑化のみならず、私有地のみどりをボリュームアップすることが求められている。しかし、一方では「住宅に隣接する樹木によって日陰になる」、「風倒の恐れがある」、「花粉症の原因となる」等の理由から剪定や伐採を望む声があるなど、市街地の樹木に対する市民の意見は様々である（参考

資料 P6 2 市街地のみどりに対する市民要望（参照）

樹木の植物生理、由来、地域性といった樹木に関する様々な情報を収集し市民にわかりやすく提供した上で、樹木に対する価値観の多様性を認識し、共に考え、話し合うための場を設けるなど、みどり豊かな市街地の形成に向けて、市民との協働関係を構築するための市民合意の形成と積極的な参加の推進が課題となる。

2-3 札幌市の取り組み

札幌市はこれまで緑の基本計画に掲げた目標の実現に向けて、札幌市緑の保全と創出に関する条例の制定や、緑化重点地区の指定、風致地区の拡大など様々な施策を展開し、みどり豊かな市街地の形成に努めている。また、市民植樹祭や緑の協定制度など市民による森づくりや地域ぐるみの緑化活動を推進している。

しかし、公園緑地、街路樹、学校など個々の施設の緑化についてはそれぞれ取り組んできたものの、私有地を含めた樹木の全体的な現状把握のもと、ボリュームアップに向けた戦略的な取り組みが、必ずしも十分ではなかった。また、公園樹木・街路樹の管理方針や、樹木保全・緑化の推進に関する諸制度が制定されているものの、市民に対する情報提供が不足しているため、これらの取り組みに対する市民との合意形成が進みにくい状態にある。さらに、庁舎、学校、公営住宅団地などの公共施設のみどりの量が、民間施設に比べ少ない場合も見受けられる。

3 市街地の樹木のあり方

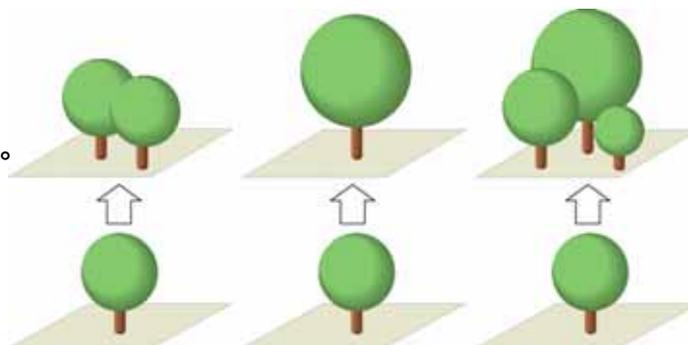
みどり豊かな市街地を形成するためには、道路・河川・公園緑地などの公有地や民有地において、樹木を守り大きく育てるとともに、樹木を積極的に植栽することにより、市街地の樹木をボリュームアップし、ネットワーク化を進めていく必要がある。そのためには、樹木を定量的に把握できる樹林率を基本指標として設定し、都市の中の樹木を全体的に捉えることが重要である。

ここでは、市街地の樹木の課題の一つである「適正な植栽計画と維持管理」の実施に向けて、札幌駅前・大通を中心とする都心部、商業・業務地、住宅地、樹林地、コリドールのそれぞれの空間特性に応じた樹木の役割、あり方の方向性を示す。今後この方向性を基に、さらに具体的な検討を行う必要がある。

樹木の

ボリュームアップについて

樹木のボリュームアップには、
樹木を増やす。
既存の樹木を大きく育てる。
樹木を増やすとともに既存
の樹木を大きく育てる。
などの方法が考えられる。



3-1 都心部（駅前・大通等）の樹木

役割

都心部は札幌を代表する地区であることから、都心部の樹木は歩行者の視点を考慮し、郷土樹種を主体とした「札幌の顔にふさわしい」景観形成が重要な役割となる。また、ヒートアイランド現象の緩和や遮光等の環境保全機能も期待される。

樹木のあり方

都心部では、自然樹形の樹冠をなす樹木による並木形成など、シンボリックな樹木が求められているとともに、公開空地や駐車場、大規模建築物等の敷地や壁面など、狭いスペースを有効に活用した緑化が望まれる。

計画時には、高木だけでなく中低木の効果的な配植も考慮した植栽計画や、樹木が将来十分に生育できる空間を確保する必要がある。

管理については、樹木の特性を考慮し、本来の自然樹形を活かした整枝・剪定等の管理を行う必要がある。

3-2 商業・業務地の樹木

役割

商業・業務地は多くの市民が行きかうことから、商業・業務地の樹木は地域の特性を活かした景観や、みどり豊かなオープンスペースを形成する上で重要な役割を果たしている。また、交通渋滞等に起因する大気汚染の浄化機能や、建築密集地における防災機能も期待される。

樹木のあり方

商業・業務地では、大型プランターの設置など、地域の個性を活かした彩りある樹木が求められており、商店街や大規模商業施設において、地域の市民を巻き込んだ緑化活動が望まれる。

計画時には、高木・中低木の効果的な配植を考慮し、限られた空間を有効に活用するとともに、樹木が将来十分に生育できる空間を確保する必要がある。また、商業・業務地では、多様な樹種の街路樹による彩のある街路空間の形成が考えられる。

管理については、都心部の樹木と同様に樹木の特性を考慮し、本来の自然樹形を活かした整枝・剪定等の維持管理を行う必要がある。

3-3 住宅地の樹木

役割

住宅地の樹木は、良好な街並みを形成する上で重要な役割を果たしている。また、古くからある樹木や樹林は地域のシンボルとしての役割を果たす。

樹木のあり方

住宅地では、個人の庭やベランダをはじめ、植樹柵などの道路空間や公園緑地における地域住民による緑化により、みどり豊かな街並みを形成することが望まれる。また、住宅地の中に残るシンボル樹木のような貴重な高木を保全することが重要である。

比較的敷地に余裕のある住宅においては、高木等を多用した緑化が望まれるが、比較的敷地の狭い住宅においては、生垣などの緑視率を高めるような効果的な緑化手法が求められる。さらに、マンション等の集合住宅は、一定規模のみどりの量を確保するとともに、周辺景観との調和を考慮することや建物の威圧感を和らげるような高木等による緑化が必要である。

計画時には敷地規模、日照条件、堆雪スペース等を考慮した上で、樹木の生育にとって無理のない植栽位置に配慮する必要がある。また、樹種特性を踏まえた適正な樹種選定を行う必要がある。

管理については、良好な住宅地の環境を保つため、適正な維持管理を行う必要がある。

3-4 樹林地（一定規模以上）の樹木

役割

市街地にある散開林や疎生林、密生林等（参考資料 P11 3-4 散開林・疎生林・密生林のイメージ 参照）の一定規模以上の樹林地の樹木は、ランドマークとして地域の景観を形成する上で重要な役割を有しており、健康回復の場としての機能も期待される。また、野生生物の貴重な生息・生育空間であり、環境教育、自然教育の場として活用される。

樹木のあり方

景観保全や生態系保全、レクリエーションなど、それぞれの目的に応じた樹林管理の方向性を定め、樹林地の効用を高めるための保全・育成が求められる。

3-5 コリドールの樹木

役割

コリドールの樹木は、市街地においてみどりの骨格としての景観形成機能や、野生生物の生息・生育空間、移動経路等の生物多様性保全機能などの重要な役割を担っている。また、ヒートアイランド現象などの都市環境の改善を図る環境保全機能も期待される。コリドールという回廊により、みどりの空間を連続することで、みどりのネットワーク化が推進される。

樹木のあり方

コリドールでは、河川や道路などとの事業間連携により、魅力的な空間の創出を図るとともに、河川や道路周辺の民地において積極的な緑化を進めることによりみどりの空間を連続し、コリドールとしての機能を高めることが重要である。また、広幅員街路では、ハルニレやイタヤカエデのように樹高が高く、樹冠の広がりが大きい樹種の選定を行うことが望まれる。しかし、河川では治水の観点から、また、道路では交通機能維持の観点から、それぞれ適正な維持管理が求められる。

コリドールについて

コリドールは、うるおいのある都市の形成に向けて、主として既存の都市基盤施設を有効に活用しながら、都心と環状グリーンベルトを結ぶ、豊平川コリドール、大通コリドール、創成川コリドール、北東コリドール、南東コリドール、新川コリドールの6つのみどりの骨格軸のことをいう。

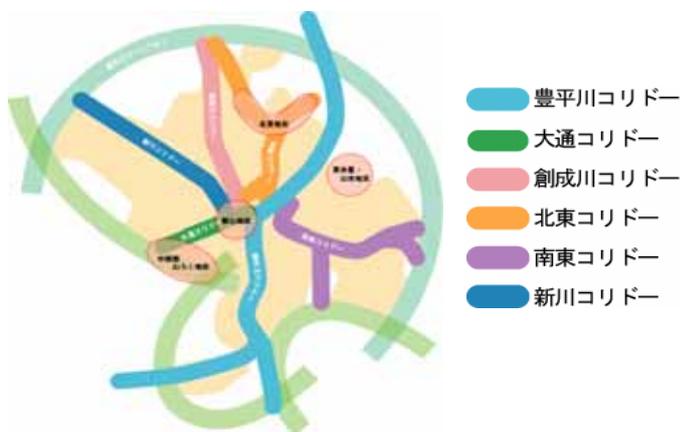


表3 空間に応じた樹木のあり方

場所 樹木の対象	都心部の樹木 (駅前・大通等)	商業・業務地の 樹木	住宅地の樹木	樹林地 (一定規模以上) の樹木	コリドーの 樹木
全体像	札幌の顔にふさわしく、 イメージを高めるみどり 豊かな景観を形成する	地域の個性を活かし、彩 りのあるみどり豊かな街 並みを形成する	市民による緑化活動の 広がりを促し、民有地の 緑化を推進するとともに、 シンボル樹木などの 高木を保全する	景観保全・生態系保全の 視点から樹林管理の方 向性を定める	点在するみどりをつな げるネットワークの骨 格として、良好な都市景 観の形成や微気象の緩 和、生物多様性の保全を 図る
公園・緑地	都心部のオープンスペ ースとして、自然樹形を 活かした札幌の顔らし い空間を形成する	商業・業務地内でのオー プンスペースとしてイ ベント等の開催を考慮 した人が集える空間を 形成する	住宅地における身近な レクリエーションの場 や、地域コミュニティー を醸成する空間を形成 する	街並みとの調和を考慮 し、適正な樹林計画を用 いたみどりの空間を形 成する	結節点としてみどりの 拠点を形成し、ネットワ ーク全体の効果を高め るみどりの空間を形成 する
街路	みどりによる並木形成 や自然樹形を活かした シンボル性の高い空間 を形成する	多様な樹種による地域 特性を活かした街路樹 や花などによる彩りの ある空間を形成する	市民による樹花壇づく りなど、地域と調和した みどりの空間を形成す る		ネットワーク上に点在 するみどりとの一体的 な整備により、連続的 なみどりの空間を形成 する
建築物と その周辺	街路樹や植樹樹と一体 となった花壇等による 緑化や、壁面、大型プラ ンターを活用するなど、 市街地景観上豊かなみ どりを感ぜられる空間 を形成する	地域毎に特色ある景観 づくりを目指し、樹木植 栽のほか、花壇、壁面、 大型プランターを活用 するなど、市街地景観上 豊かなみどりを感ぜら れる空間を形成する	戸建住宅を主として地 域毎に特色ある景観づ くりを目指すとともに、 集合住宅においては 一定規模のみどりの量 を確保するなど、市街 地景観上豊かなみどり を感ぜられる空間を形 成する		河川や道路周辺の敷地 においても、積極的な みどりの空間を形成す る

4 協働に向けての取り組み

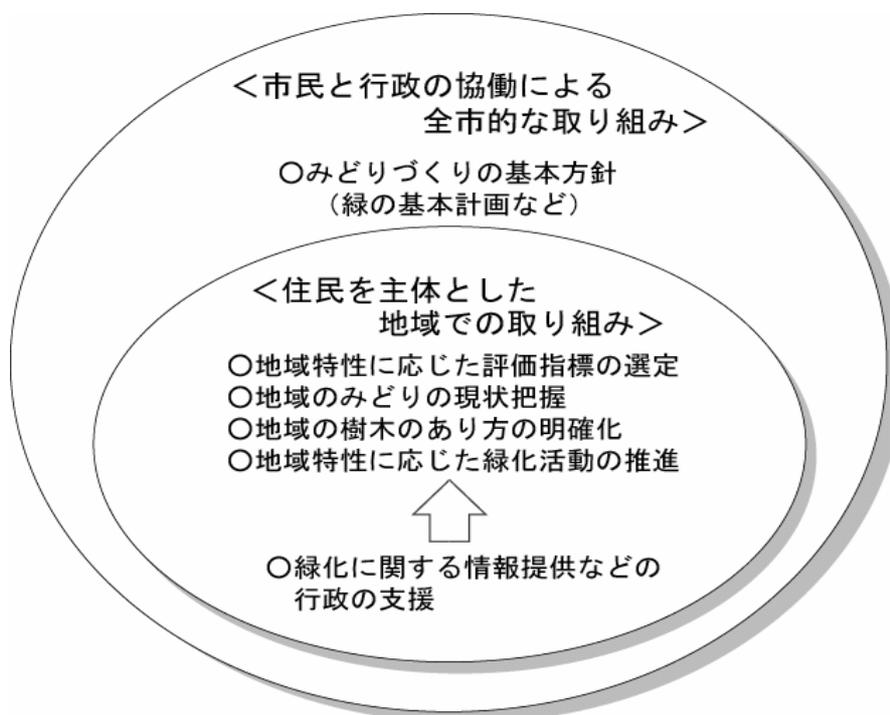
ここでは、市街地の樹木の課題の一つである「市民合意の形成と積極的な参加の推進」にあたり、取り組むべき協働に向けての考え方を示す。

4-1 協働の取り組み方針

緑の基本計画や市街地の樹木のあり方などの全市的な基本方針を策定する際は、市民の意見を反映させるなど、市民参画によりみどりづくりの基本方針を策定することが望ましい。

また、地域における緑化計画や樹木のあり方を定める際は、地域特性に応じたみどりの現状把握のための評価指標の選定を含め、地域住民が主体的に検討するとともに、行政はその自主的な取り組みを尊重することが望ましい。

そのために、地域で行われている先進的な取り組みを積極的に支援するとともに、他の地域住民に緑化活動について広く情報提供することにより、新たな地域での取り組みを促すことが求められる。



4-2 市民と行政の役割

4-2-1 市民の役割

< 緑化の重要性を認識し、できることから始める >

敷地、施設等の積極的な緑化

市街地において効率的なみどりのボリュームアップを図るためには、市街地の約6割を占める商業・業務地、戸建住宅地、集合住宅地などの私有地における緑化が重要である。

特に、都心部や商業・業務地などでは、民間企業の施設や敷地の占める割合が高いため、商業ビルを主とした大規模建築物等の民間企業の施設、敷地への樹木・花などによる積極的な緑化が期待される。

市民は、みどり豊かな市街地づくりの重要な担い手であることや、各家庭の庭に樹木を植栽することが環境にもたらす効果などについて理解することが重要である。

地域の特性を活かした自発的な緑化活動の展開

市や各種団体による支援制度等（参考資料 P12 4 みどりに関する各種支援制度等 参照）の情報を積極的に活用し、個人または町内会や商店街、企業、NPO などの団体等により、地域の特性を十分に活かした積極的な緑化活動を展開することが望まれる。また、地域や区をまたがった緑化活動の展開により、みどりをつなげるネットワークの推進が可能となる。

行政の施策、制度策定への積極的な参画

市民は、自らが持つ地域の自然やみどりを守り育てる活動などの情報を発信し、緑化に関するアイデアを提案することにより、行政が行う施策・制度等の策定へ積極的に参画することが望まれる。また、市民が地域のみどりの政策提案活動を行うことも期待される。

4-2-2 行政の役割

< 多様な市民ニーズをとらえ、的確に対応する >

みどりに関する施策の策定

公園毎の樹木調査に基づいた樹木管理計画など、重要な緑地資産である大規模な公園緑地などにおける、みどりの保全や創出に関して必要な施策を、市民の参画のもと策定することが求められる。

各種制度・事業等による市民への支援

公共施設において積極的な緑化を進め、民間施設へ模範を示すとともに、既存の制度や事業をわかりやすく周知し、市民による緑化活動を支援することが求められる。

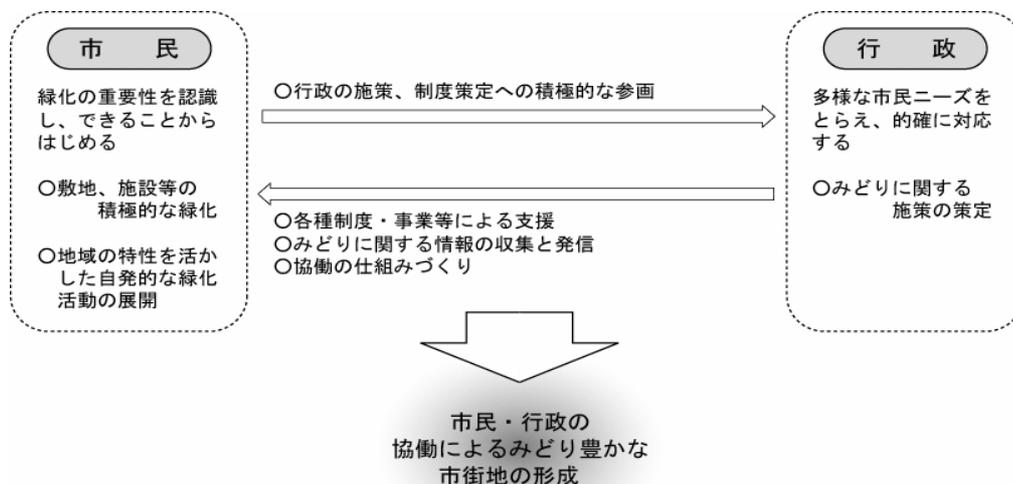
みどりに関する情報の収集と発信

市民による地域の美化活動や自然とのふれあい活動、自然環境保全活動などの状況、樹木をはじめとした自然や生物の生息・生育状況など行政が有する多様な情報のほか、市民が有する様々な情報を収集し、それぞれが互いの情報を共有できるよう、積極的に発信することが求められる。

協働の仕組みづくり

公園の利用・管理・運営に対する公園毎のルールづくりや、公園ボランティア、プレーリーダーの養成などの取り組みを推進するとともに、市民との意見交換の場を積極的に設けるなど、協働のための仕組みづくりが求められる。

市民・行政の役割分担



4 - 3 協働の取り組み事例

今後協働によるみどりづくりを進めるため、市民や行政はそれぞれの役割を認識し、みどりに関する様々な課題の解決や取り組み方針の実現に向けて積極的な活動を進めていく必要がある。

ここでは、市街地の樹木のボリュームアップに向け、今後、市民と行政の協働により行うことが期待される取り組み事例を提案する。

地域における緑化計画書の作成

地域の特性を活かしたみどりづくりの指針や緑化計画づくりを進める。また緑化計画は、成果指標を盛り込んで作成する。

緑化スペースの提案

市街地の限られた空間の中で、緑化が可能な場所を市民とともに探し、市街地の樹木のボリュームアップに役立てる。特に、学校やまちづくりセンターなど身近な公共施設の緑化活動に取り組むことなどが期待される。

みどりの現状調査

各地域に古くからあるシンボリックな樹木や樹林地、個人の家々の庭木など、地域のみどりに関する歴史や情報などを調査し「みどりマップ」としてまとめるなど、地域のみどりに対する愛着心を醸成し、みどりを活かしたまちづくりを進めるための基本的な情報を構築する。

みどりの維持管理への理解

民有地緑化、市民参加による公共緑地の維持管理を進めるために、樹木に関する知識や管理の技能習得のための体験的な学習の機会を設ける。

みどりのリサイクル

公園や街路樹から発生する落葉を市民とともに集め堆肥化するなどのリサイクルを図り、楽しみながら樹木などのみどりを資源として活用する。

5 みどり豊かな市街地の形成に向けて

札幌市は、今後みどり豊かな市街地の形成に向けて、これまで述べてきたように市街地の樹木のあり方を明確にし、市民に広く示した上で、「樹木の適正な植栽計画と維持管理」を実施するとともに、協働に向けての取り組みを進め、「市民合意の形成と積極的な参加の推進」を図る必要があるが、特に以下に示す取り組みを重点的に進めることが望まれる。

関係行政機関や他部局との連携

民有地を含めた総合的な樹木の現状把握のもと、市内部の各事業部局や、国などの関係行政機関に対して積極的な働きかけを行い、河川や道路、公共施設、民有地などを一体的に考えたみどりづくりを行う。

樹木に関する取り組みの公表と合意形成の促進

大規模な公園緑地における樹木調査に基づく樹木管理計画や、幹線道路等の道路特性に応じた街路樹の樹種選定方針など樹木に関する施策や事業についての情報を広く公表し、市民の合意形成を図る。

市民ニーズを捉えたきめ細かな取り組みの推進

狭小敷地の住宅や集合住宅、公共施設などにおける効果的な緑化事例集の作成など、みどりに対する市民の様々なニーズを捉え、公有地、民有地におけるきめ細かな取り組みを進める。

樹木を主とした
市街地のみどりのあり方について
(参考資料)

目 次

1	台風 18 号による被害状況	1
1-1	公園樹木	1
1-2	街路樹	3
1-3	風による被害を受けやすい樹種・受けにくい樹種	5
2	市街地のみどりに対する市民要望	6
2-1	公園に関する要望	6
2-2	街路樹に関する要望	7
3	市街地の樹木の現状	8
3-1	各政令指定都市の樹林率	8
3-2	札幌市の樹林率の経年変化	8
3-3	住区別樹林率の現況	9
3-4	散開林・疎生林・密生林のイメージ	11
4	みどりに関する各種支援制度等（市と市の外郭団体のみ）	12
5	現在行われているみどりの取り組み事例	13
5-1	全市的な取り組み事例	13
5-2	地域的な取り組み事例	13
6	効果的な緑化手法	15
6-1	戸建住宅	15
6-2	集合住宅	18
6-3	大規模施設	20
6-4	駐車場・公開空地等	22
6-5	街路樹・路傍樹	24
6-6	市民との協働による緑化	26
7	札幌市緑の保全と創出に関する条例	27
7-1	札幌市緑の保全と創出に関する条例（抜粋）	27

7-2 札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則（抜粋）	28
諮問と審議経過等	29
1 諮問書	29
2 札幌市緑の審議会委員名簿	30
3 札幌市緑の審議会市街地のみどりのあり方特別部会設置要綱	31
4 札幌市緑の審議会市街地のみどりのあり方特別部会委員名簿	33
5 審議経過	34

1 台風 18 号による被害状況

< 台風 18 号による公園樹・街路樹・路傍樹等の被害本数 >

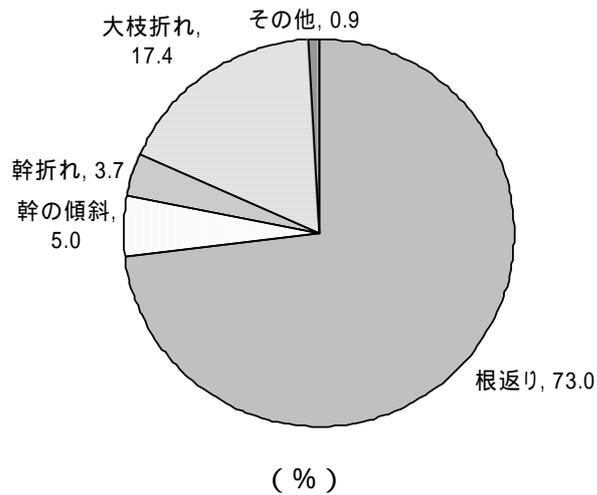
公園樹：倒木および半倒木...11,009 本
 街路樹：倒木および半倒木...3,883 本
 路傍樹：倒木および半倒木...2,250 本
 市有施設敷地内の樹木：倒木...1,490 本

合計...18,632 本

1-1 公園樹

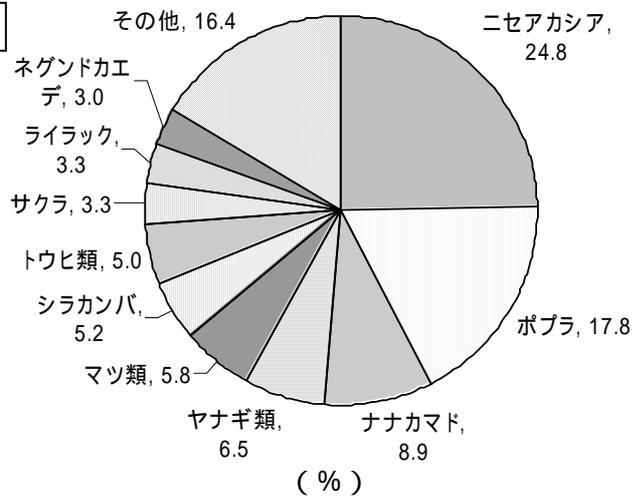
1-1-1 状況別

対象本数：2,001 本



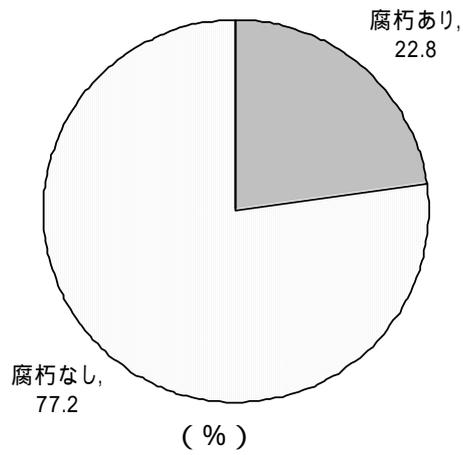
1-1-2 樹種別

対象本数：1,992 本



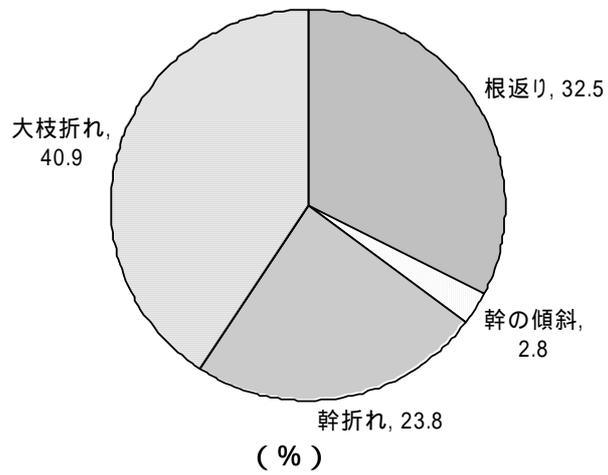
1 - 1 - 3 腐朽の有無

対象本数：653本



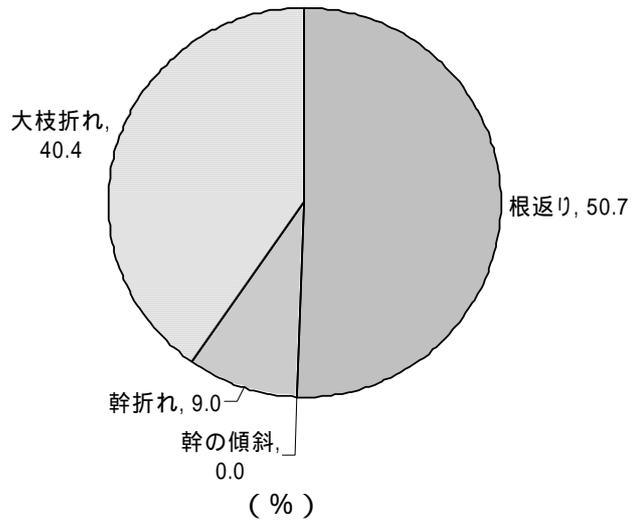
1 - 1 - 4 ニセアカシア (状況別)

対象本数：252本



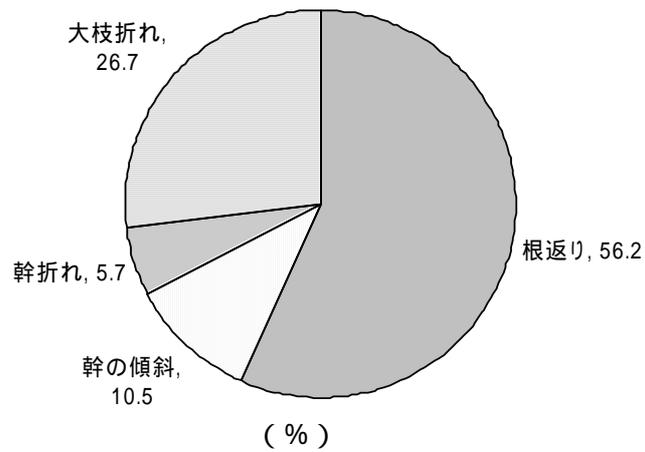
1 - 1 - 5 ポプラ (状況別)

対象本数：223本



1 - 1 - 6 ナナカマド (状況別)

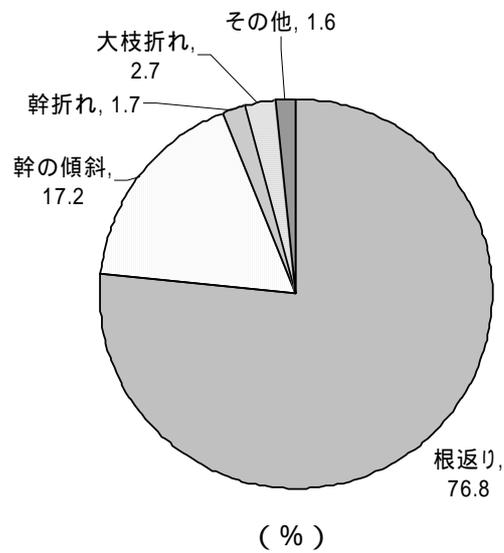
対象本数：105本



1 - 2 街路樹

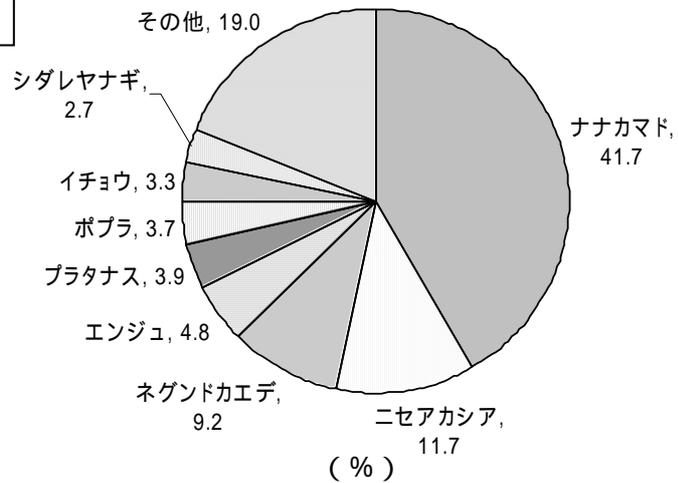
1 - 2 - 1 状況別

対象本数：1,642本



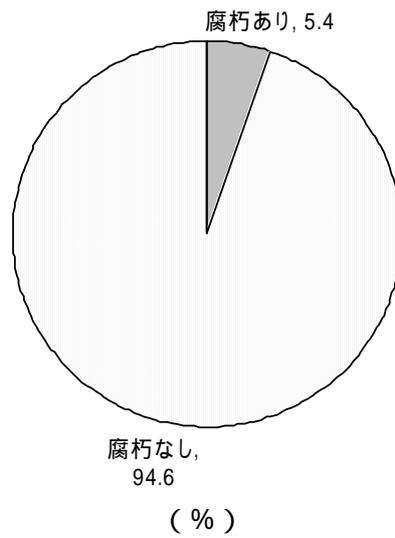
1 - 2 - 2 樹種別

対象本数：1,661本



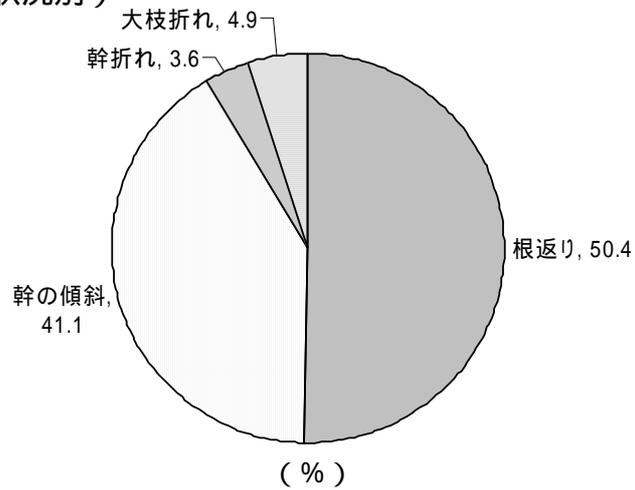
1 - 2 - 3 腐朽の有無

対象本数：516本



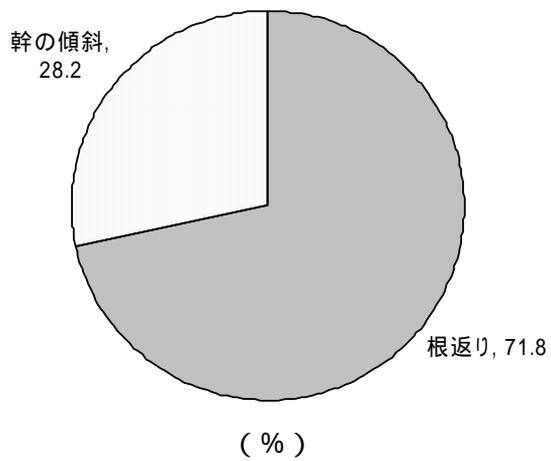
1 - 2 - 4 ナナカマド (状況別)

対象本数：389本



1 - 2 - 5 ニセアカシア (状況別)

対象本数：39本



1-3 風による被害を受けやすい樹種・受けにくい樹種

北海道立林業試験場緑化樹センターのまとめた台風18号による緑化樹の被害調査報告書によると、北海道内において倒木や幹折れなどの風による被害を受けた樹木の中で、公園樹と街路樹に共通して被害を受けやすい樹種は、ニセアカシアやポプラ類、ヤナギ類等であり、被害を受けにくい樹種はイチイやカツラ、アカエゾマツ等であった。

風による被害を受けやすい樹種		風による被害を受けにくい樹種	
公園樹	街路樹	公園樹	街路樹
ニセアカシア	ポプラ類	イチイ	イチイ
ポプラ類	ニセアカシア	カツラ	カツラ
ヤナギ類	ナナカマド	ニオイヒバ	アカエゾマツ
ヤチダモ	シダレヤナギ	アカエゾマツ	オオバボダイジュ
ドロノキ	イヌエンジュ	イチョウ	ハルニレ
ナラ類	ヨーロッパアカマツ	ライラック	イチョウ
シラカンバ	ヤチダモ	トウヒ類	トチノキ
ナナカマド	サクラ類	カエデ類	プラタナス

出典：台風18号による緑化樹の被害調査報告書
北海道立林業試験場緑化樹センター

2 市街地のみどりに対する市民要望

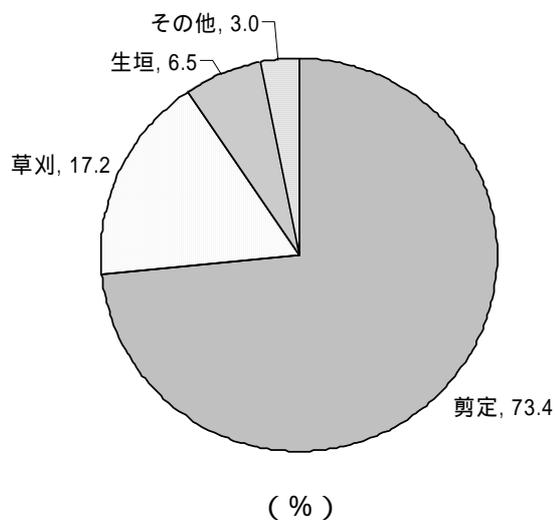
<東区の場合：平成16年4月～平成16年11月>

2-1 公園に関する要望

総件数	712件
みどりに関する内容	169件

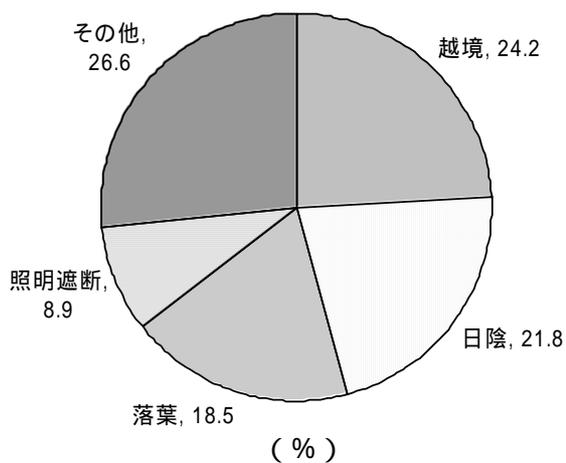
2-1-1 公園のみどりに関する要望・苦情の内訳

種別	件数
剪定	124
草刈	29
生垣	11
その他	5
計	169



2-1-2 公園樹木の剪定要望の内訳

種別	件数
越境	30
日陰	27
落葉	23
照明遮断	11
その他	33
計	124

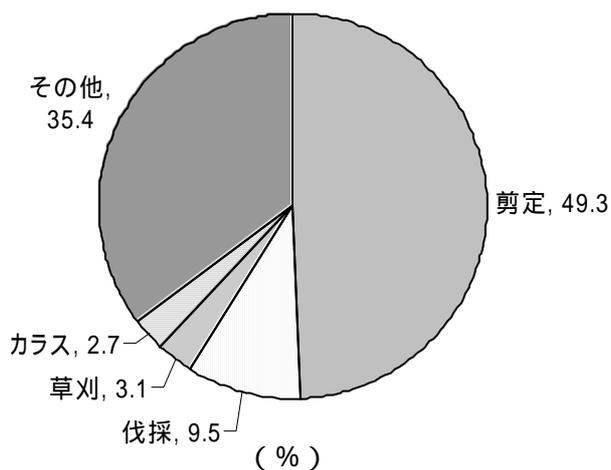


2-2 街路樹に関する要望

総件数 294 件
 剪定 145 件

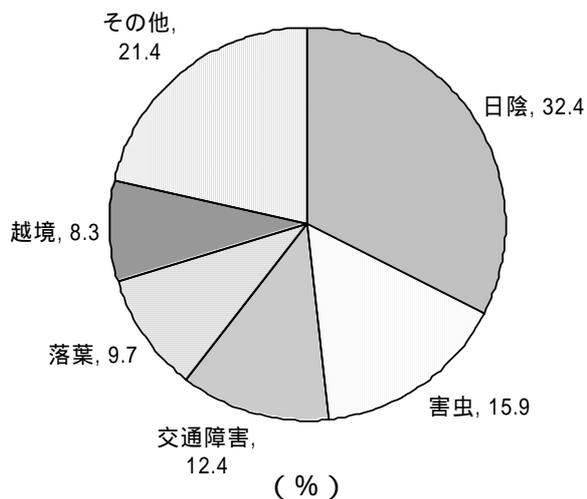
2-2-1 街路樹に関する要望の内訳

種別	件数
剪定	145
伐採	28
草刈	9
カラス	8
その他	104
計	294



2-2-2 街路樹の剪定要望の内訳

種別	件数
日陰	47
害虫	23
交通障害	18
落葉	14
越境	12
その他	31
計	145

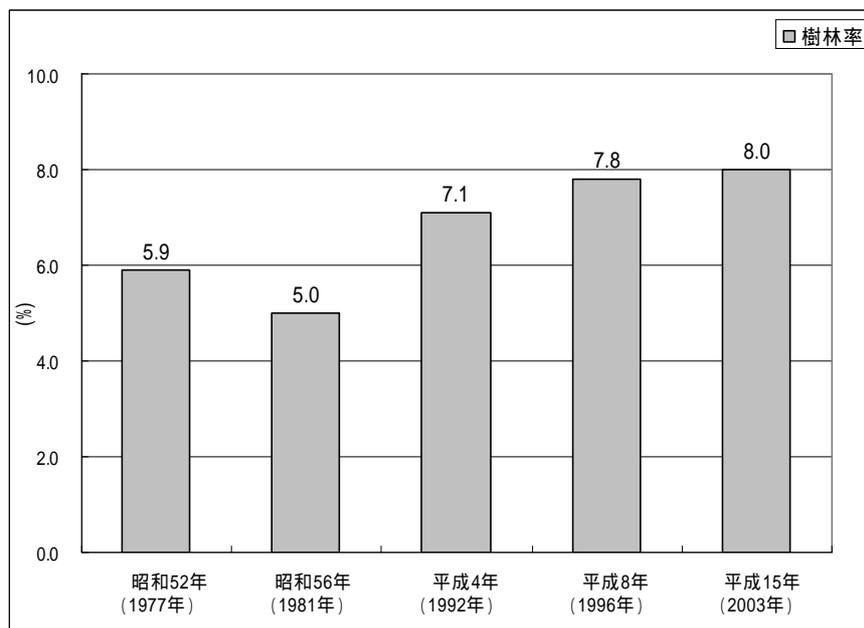


3 市街地の樹木の現状

3-1 各政令指定都市の樹林率

	樹林率 (%)	調査 年度	調査精度
札幌市	8.0	H15	25 m ² 以上の樹林・樹木、また街路樹については2m幅の線として抽出している。
仙台市	13.1	H13	25 m ² 以上の樹林・樹木、街路樹を抽出している。
さいたま市	13.7	H15	9 m ² の樹林・樹木、街路樹を抽出している。
横浜市	13.0	H13	300 m ² 以上の樹林・樹木、街路樹を抽出している。
名古屋市	11.6	H12	10 m ² 以上の樹林・樹木、街路樹を抽出している。
京都市	9.7	H3	25 m ² 以上の樹林・樹木、街路樹を抽出している。
神戸市	19.7	H8	25 m ² 以上の樹林・樹木、街路樹を抽出している。
広島市	8.9	H7	100 m ² 以上の樹林・樹木、街路樹を抽出している。

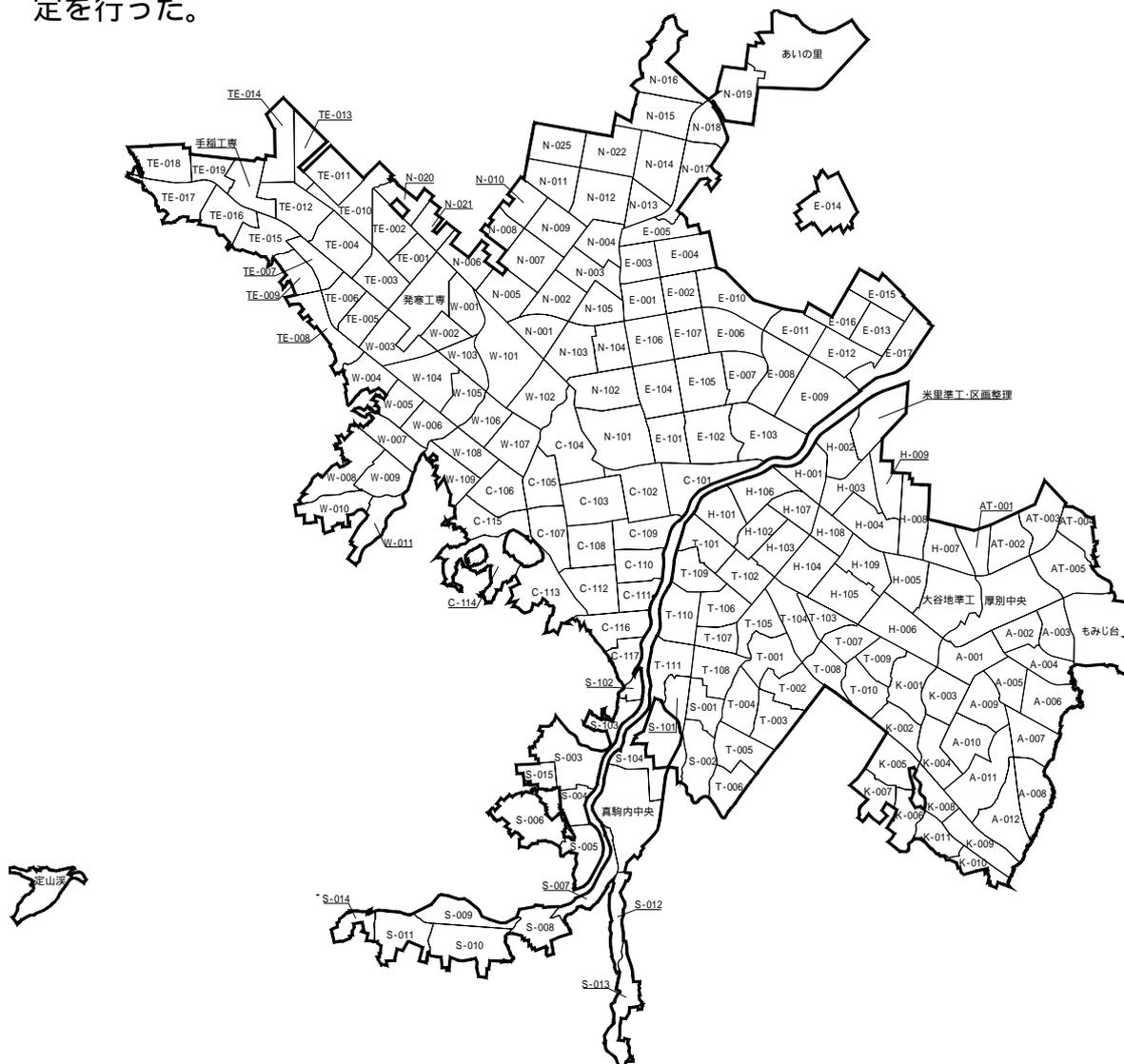
3-2 札幌市の樹林率の経年変化



3-3 住区別樹林率の現況

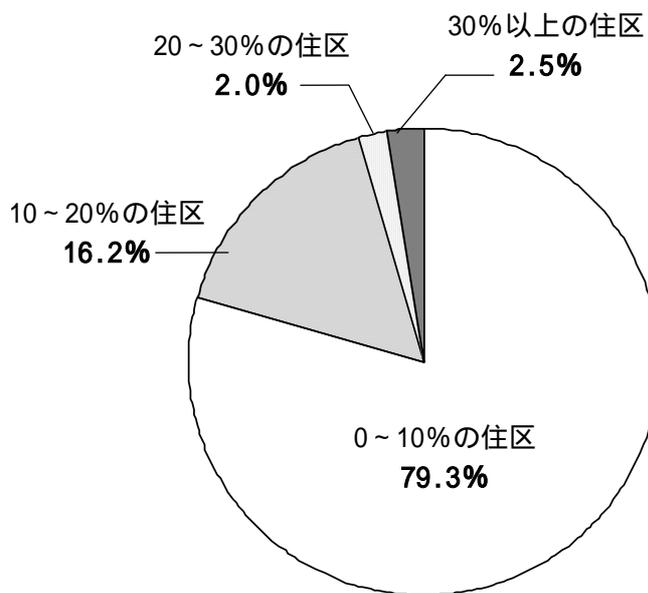
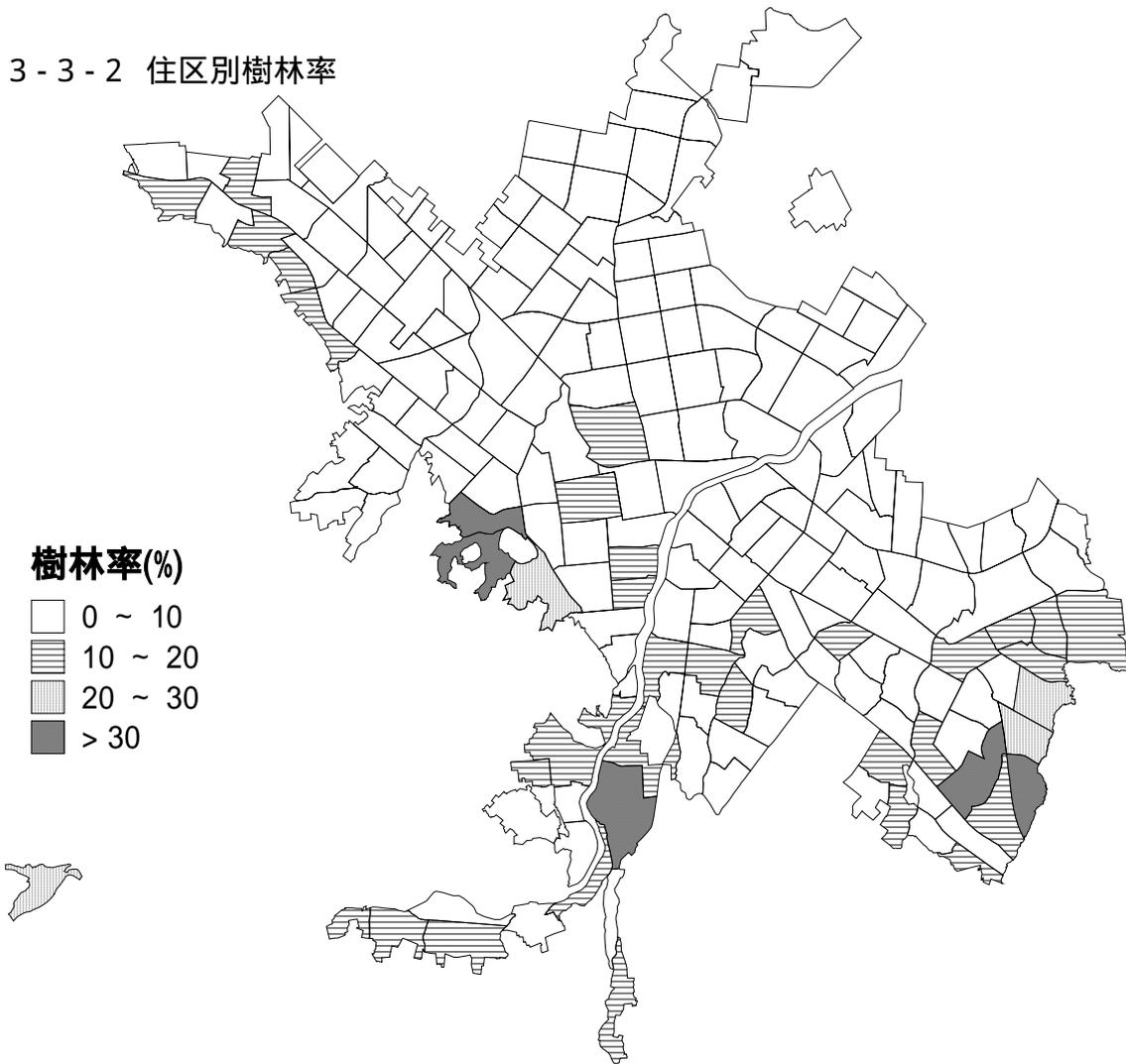
3-3-1 調査区分分

札幌市緑被現況調査では、市街化区域の調査区として、住区（203分割）の設定を行った。



区	住区番号	区	住区番号
中央区	C101～C117 (全 17 住区)	豊平区	T001～T111 (全 21 住区)
北区	N001～N105、あいの里 (全 29 住区)	清田区	A007～A012、K001～K011 (全 17 住区)
東区	E001～E107 (全 24 住区)	南区	S001～S104、真駒内中央、定山溪 (全 21 住区)
白石区	H001～H109、大谷地準工、 米里準工・区画整理 (全 20 住区)	西区	W001～W109、発寒準工 (全 21 住区)
厚別区	A001～A006、AT001～AT005 もみじ台、厚別中央 (全 13 住区)	手稲区	TE001～TE019、手稲工専 (全 20 住区)

3-3-2 住区別樹林率



3-4 散開林・疎生林・密生林のイメージ

散開林のイメージ



疎生林のイメージ



密生林のイメージ



樹林基本型の諸特性

	散開林	疎生林	密生林
樹林被度 (高木・中木層)	10～30% (20%前後)	40～60% (50%前後)	70～100%
林床(草本層)	芝生	ススキ、ササ その他の野草	相対的に少ない
灌木(低木層)	時に低い刈込程度	選択的導入または保 全による	主に耐陰性樹種
レクリエーション 利用密度	高	中	低
空間的機能	滞留・休息空間	移動・散策空間	遮断・保全空間
保育管理	刈込、施肥、灌水	下刈、間伐、落葉の還 元または採取	自然生態系に ゆだねる
主要樹種	落葉樹または常緑樹	主に落葉広葉樹	主に常緑広葉樹

出典：都市林の設計と管理 高橋理喜男 (農林出版株式会社、1977)

4 みどりに関する各種支援制度等（市と市の外郭団体のみ）

対象	種類	制度名	概要	取組状況等
市民	樹木の保存	保存樹木	由緒ある大木・並木などを街中の貴重な文化財として保護するため保存樹木に指定し、維持管理を支援する制度。	平成 16 年度末現在 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく指定：15ヶ所 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく指定：20ヶ所
		シンボル樹木	市街地において市民に親しまれ、地域のシンボルとなっている道路敷地内に現存する街路樹以外の自然木の中でも重要な樹木を「シンボル樹木」と位置づけ、保護・保全を進める制度。	平成 16 年度末現在 総本数 249 本
	樹木による緑化の支援	記念樹プレゼント	新築や結婚・出産・入学など、家庭内の慶事を記念して記念樹の無料配布を行なう制度。	平成 16 年度実績 21 樹種 6,362 本
		一家庭一植樹運動	民有地緑化の推進と市民の緑化意識の高揚を図ることを目的に、各家庭での植樹を支援する制度。	平成 17 年度実施予定 転入者へのライラックプレゼント(実施済み) 各種イベントや講習会時の苗木の提供など。
	花苗による緑化支援	マイタウン マイフラワープラン	市民の緑化意識の高揚や自主的な緑化活動の推進を目指して、街路樹などに植える花苗を市民自ら育てる取り組みを支援する制度。	平成 17 年度実施予定 小学校や幼稚園など 100ヶ所にて計 4 万株の育苗を目指す。
		歩道美化事業	街路樹の植樹樹に花を植える際に、花苗を助成する制度。	平成 16 年度実績 実施路線：719 路線 花苗配布：45 万株 参加状況：959 団体、約 3 万人
		フラワーポット等の貸し出し	地域の緑化活動を支援するために、町内会等に対してフラワーポット（移動式プランター）等を無償で貸し出す制度。	平成 16 年度実績 14 団体 920 基（2,584,050 円）
市民・企業	施設緑化の支援	壁面緑化植物（ツタ苗）の補助	札幌市内においてツタで壁面を緑化しようとしている住宅、事業所等を対象に、ツタ苗を助成する制度。	平成 16 年度実績 46 件 295 株 636m
		緑化施設整備計画認定制度	建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。	
その他	緑化推進協議会の認定		市民と市が協働で地域の緑のレベルアップを図るため緑化推進地区を指定し、地域の自主的な活動を市が支援する制度。	平成 16 年度末現在 伏古地区(東区 120ha) 新川地区(北区 145ha) 発寒北地区(西区 247 ha) 札幌地区(東区 350 ha) の計 4ヶ所 862 ha を指定。
	緑の協定		地域のみどりのボリュームアップを図るため、各戸における植樹など地域の緑化について市民と市が協定を締結する制度。	平成 16 年度末現在 35 団体(対象戸数 30,092 戸、区域面積 1,876.2ha、植栽本数 131,498 本)と締結。
	グリーンデータバンク		引越しや改築などのため、家庭で不要となった樹木等を希望者に斡旋する制度。	
	緑のセンター		「緑の相談員」による相談や指導、みどりの図書室の利用、園芸教室や講習会などの開催。	
	緑の絵コンクール		緑化の普及・啓発を目的に、毎年市内の小中学生から緑をテーマとした絵画を募集している。	平成 16 年度実績 緑の絵コンクール 応募総数：小学校 55 校、993 点 中学校 23 校、429 点 など
	都市景観賞		札幌市内にある街並みや催し物などで、良好な景観形成を目指した取り組みを表彰する制度。	平成 17 年度受賞作品 芸術の森フラワーロードに花を咲かせる会、北星学園創立百周年記念館 など。
	アダプト・プログラム		住民や企業が、道路や公園などの公共の場所を養子とみなし、定期的・継続的に清掃活動等を行う。	西区：平成 16 年度末現在 9 地区 13 団体参加 中央区：平成 17 年度末現在 10 地区 10 団体参加
地区計画		個性的で良好な街並みの形成を目的として、地域の特性に合わせたきめ細かなルールを定める都市計画制度。	平成 17 年 4 月現在 124 地区	

5 現在行なわれているみどりの取り組み事例

5-1 全市的な取り組み事例

緑のセンター

豊平公園緑のセンター、百合が原緑のセンター、平岡樹芸センターにおいて、専門知識を持つ経験豊かな「緑の相談員」が、園芸に関する様々な相談に対応している。相談は、窓口のほか電話でも受け付けている。

市民植樹祭

市民の森づくりへの関心を高めるため、市民植樹祭を毎年行っている。平成17年5月には250人の市民が参加し、北区茨戸川緑地に3,500本の苗木を植樹した。

5-2 地域的な取り組み事例

森林ボランティア

西野、藤野、有明などの森で11の市民グループが下草刈りや間伐などの作業を楽しみながら活動している。

東区モエレまちづくり委員会（緑化推進協議会の認定制度の活用）

市民、企業、行政が一体となって、道路植樹帯、公園、学校、民有地などの緑化に取り組んでいる。

新川連合町内会（緑化推進協議会の認定制度の活用）

住民が中心となって平成10年から12年の3年がかりで、新川沿いの堤防約7.5kmに桜の植樹を行った。現在は、地域住民が自ら完成させた並木への愛着心を養うことを目指し、新川桜並木を歩く会や新川桜並木クリーン作戦などのイベントを開催している。

南区南沢まちづくり協議会（緑の協定制度の活用）

東海大学と協力しながら、3年ほど前から道路植樹帯や個人の庭にラベンダーを植栽している。

ホッとしのろ21

植物観察やバードウォッチング、五ノ戸の森都市緑地の落葉掃きやゴミ広いなどの活動を行っている。

東区 A M A サポーターズによる「アマホップフラワー構想」
地元にはゆかりのあるアマを苗作りから取り組み、北 8 条通に植栽している。

北区北第 21 町内会
地域の緑化に活用する花苗を小学校内の温室を利用して育苗している。

芸術の森フラワーロードに花を咲かせる会（第 12 回都市景観賞受賞）
国道 453 号線沿いの南区石山東 2 丁目～南区常盤 2 条 2 丁目までの区間で、
植樹柵への緑化や清掃等の管理を行っている。

石狩地区オープンガーデンネットワーク
個人の庭を開放するオープンガーデンを通して、花を楽しむ市民の輪が広が
っており、市内における石狩地区オープンガーデンネットワークの会員数は
30 人に達している。

大規模小売店舗
市内の大規模小売店舗において、市民参加による植樹等の緑化活動が行われ
ている。

藤の沢小学校
緑の少年団として、隣接する小鳥の村における森づくり活動を実施している。

手稲富丘小学校
都市環境緑地において植樹活動を実施している。

6 効果的な緑化手法

6-1 戸建住宅

事例 1

既存の樹木を活かすとともに、道路側への緑化を積極的に行っている。



中央区

事例 2

常緑針葉樹による道路面への効果的な植栽を行っている。



中央区

事例 3

接道面をボリュームのある生垣で緑化している。



中央区

事例 4

塀のかわりに自然石を利用することにより、外側へ開かれた庭の演出を行っている。



中央区

事例 5

ブロック塀を覆い隠すように、
地際への植栽を行っている。



中央区

事例 6

ツタをコンクリートの壁面に這
わせ、圧迫感を和らげている。



中央区

事例 7

トレリスやそれと同色のコンテ
ナを車庫の側面に設置し、車庫を
活かした緑化を行っている。



東区

事例 8

玄関先にコンテナを設置し、限
られた空間を有効に活かした外側
から目立つ緑化を行っている。



北区

事例9（地区計画の活用：真栄第二地区、第5回都市景観賞受賞：SEIYO しんえい四季のまち）

道路に面する敷地の一部を生垣や樹木等で緑化し、うるおいとゆとりのある街並みを形成している。



清田区

6-2 集合住宅

事例 1

敷地の一部が歩道と一体的になり、ハルニレなどの高木により緑化されている。



東区

事例 2

駐車場を立体化し駐車場の屋上部分が緑化しており、道路に面した部分の一部は地域に開放する緑地として整備されている。



北区

事例 3

蛇行する川に囲まれ、敷地特性を活かした建物の配置および緑化が行われている。



北区

事例 4

季節風を和らげるための樹林帯が施設を取り囲むように設けられている。



北区

事例 5

既存の樹木を保全しながら建て替えを行った公団住宅。

敷地内に多くの緑化スペースを設け、既存樹木のほかにも多様な植物を植栽している。



豊平区

事例 6

JR 北広島駅と直結するマンションの屋上に設けられた緑化は、公共通路を利用する歩行者も楽しむことができる。



北広島

6-3 大規模施設

事例 1

建物を覆うようにツタによる壁面緑化を行い、圧迫感を和らげている。



中央区北4条西3丁目

事例 2

建物の中間階を緑化することで、圧迫感を和らげている。



中央区北3条西3丁目

事例 3 (第6回都市景観賞受賞：NORTH33ビル)

建物をセットバックさせ、道路側の敷地に高木を植栽し、都心部の良好な景観を形成している。



中央区北3条西3丁目

事例 4

既存の樹木を保全しながら良好な植栽を行っている。



中央区北2条西1丁目

事例 5

建物 1 階の壁面を後退させ、足下の緑化を行っている。



中央区南 4 条東 1 丁目

6 - 4 駐車場・公開空地等

事例 1

道路面への樹木による積極的な緑化を行っている。



中央区北1条西1丁目

事例 2 (第4回都市景観賞受賞： 日本銀行札幌支店の南庭)

駐車場を覆い隠すように高木や低木等による緑化を行っており、街路樹と協調したみどり豊かな空間を演出している。



中央区大通西6丁目

事例 3

限られた駐車スペースをシンボリックな高木により緑化している。



中央区南11条西18丁目

事例 4

マンションの壁面を後退させ、高木により駐車場を積極的に緑化している。



中央区北2条東7丁目

事例 5

沈床式駐車場とし、道路に面した生垣による緑化を行っている。



中央区北 2 条西 1 0 丁目

事例 6 (第 1 回都市景観賞受賞 : 時計台ビル公開空地・歩道造成等)

公開空地をみどりのオープンスペースとして緑化し、都心部の憩いの空間としての機能を果たしている。



中央区北 1 条西 2 丁目

事例 7

高木や中低木の効果的な配置により、開放的なみどりの空間を形成している。



中央区北 8 条西 2 丁目

6 - 5 街路樹・路傍樹

事例 1

大きく成長したハルニレが、道路を覆うようにトンネル状のみどりの景観を形成している。



五輪通

事例 2

自然樹形により育成されたイチヨウ並木が、都心部における良好な景観を形成している。



北3条通

事例 3

街路樹と市街地の背後に広がる山地や丘陵地の樹木が相まって、連続的なみどりの景観を形成している。



北1条宮の沢通

事例4（シンボル樹木）

樹木の位置を考慮し、歩道形状を変えるなどして貴重な高木を保全している。



中央区

事例5（シンボル樹木）

歩道上の高木が個人の敷地の樹木と相まって、ボリュームのあるみどりの景観を形成している。



中央区

事例6（シンボル樹木）

自然樹形による育成を行うことで、街並み景観のシンボルとなっている。



中央区

6 - 6 市民との協働による緑化

事例 1

地域住民との協働により、公園外周の一部にボーダー花壇を造成した。ボランティア団体が管理を行っている。



豊平公園

事例 2 (アダプト・プログラムの活用)

西区で行なわれているアダプトプログラムに授業の一環として山の手小学校の生徒が参加し、山の手通りの街路のゴミ拾いや落ち葉かきなど定期的な美化活動を行っている。



西区

7 札幌市緑の保全と創出に関する条例

7-1 札幌市緑の保全と創出に関する条例（抜粋）

札幌市緑の保全と創出に関する条例（抜粋）

〔平成13年3月6日
条例第6号〕

第7章 札幌市緑の審議会

（設置）

第38条 この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて緑の保全及び創出に関する重要事項を調査審議するため、札幌市緑の審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第39条 審議会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

7-2 札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則（抜粋）

札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則（抜粋）

平成 13 年 5 月 30 日

規則第 40 号

第 6 章 緑の審議会

（会長及び副会長）

第 66 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 67 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料提出その他の協力）

第 68 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第 69 条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第 70 条 審議会の庶務は、環境局において行う。

諮問と審議経過等

1 諮問書

札幌保第 1011号

平成16年(2004年)12月17日

札幌市緑の審議会

会長 浅川 昭一郎 様

札幌市長 上田 文雄

諮 問

樹木を主とした市街地のみどりのあり方について

本市は、新まちづくり計画のもとに水とみどりのうるおいと安らぎのある街の実現に取り組んでいますが、本年9月には台風18号で多数の風倒木被害を経験したほか、みどりの量的増加に伴い市民から多様な要望が寄せられております。今後、市民とともにみどり豊かな街づくりに努めるにあたり、樹木を中心とした市街地のみどりのあり方について、諮問いたします。

2 札幌市緑の審議会委員名簿

区分	分野	氏名	役職又は所属
学識経験者 (8名)	緑地計画	浅川 昭一郎	北海道大学大学院農学研究科 教授
	森林政策	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究科 助教授
	都市計画	越澤 明	北海道大学大学院工学研究科都市環境工学教授
	植物生態	富士田 裕子	北海道大学大学院北方生物圏フィールド科学センター 助教授
	物質環境工学	森田 みゆき	北海道教育大学札幌校 教授
	生態環境科学	山村 悦夫	北海道大学 名誉教授
	水環境	余湖 典昭	北海学園大学工学部社会環境工学科 教授
	環境デザイン	吉田 恵介	札幌市立高等専門学校 教授
各界 (10名)	福祉	浅香 博文	(社)札幌市身体障害者福祉協会 事務局次長
	建築	大橋 馥	(社)北海道建築士会札幌支部 会員
	造園設計	金清 典広	(社)ランドスケープコンサルタンツ協会北海道支部 支部長
	造園	四宮 禹雄	(社)北海道造園緑化建設業協会 会長
	野生生物	住友 順子	日本野鳥の会札幌支部 事務局長
	労働	寺林 利郎	連合北海道札幌地区連合会 副会長
	林業	増田 勉	札幌市森林組合 参事
	環境教育	丸山 博子	丸山環境教育事務所 代表
	法曹	万字 香苗	札幌弁護士会所属
	経済	八木 宏子	札幌商工会議所女性会 副会長
市民 (5名)	南区	岡村 豪	南区南沢地区まちづくり協議会 会長
	手稲区	加藤 千代史	手稲区前田連合町内会 副会長(会長代行)
	白石区	鳶田 美津江	白石区連合女性部連絡会議 会長
	北区	引地 輝代子	“ホッとしのろ21” 会員
	豊平区	藤岡 喬一	豊平区町内会連合会連絡協議会 会長

3 札幌市緑の審議会市街地のみどりのあり方特別部会設置要綱

札幌市緑の審議会

市街地のみどりのあり方特別部会設置要綱

(設置)

第1条 札幌市緑の審議会(以下「審議会」という。)に樹木を主とした市街地のみどりのあり方に関して市長が諮問する事項を専門的に調査審議するため、市街地のみどりのあり方特別部会(以下「特別部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 特別部会は委員10人をもって組織する。

2 委員は、審議会の委員のうちから審議会会長(以下「会長」という。)がこれを指名する。

3 委員の任期は、特別部会の目的を達成するまでとする。ただし、審議会委員としての任期を越えることはできない。

(部会長)

第3条 特別部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会議の議長を務め、会務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第4条 特別部会は、必要の都度部会長が召集する。

2 特別部会は、部会長(部会長に事故あるときは職務を代理する委員)及び5人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 特別部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4 部会長は、部会の審議の結果を会長に報告しなければならない。

(諮問事項の処理)

第5条 会長は、市長から第1条の諮問を受けたときは、その調査審議を特別部会へ付託し、このことを審議会委員に通知する。

2 会長は、部会長から審議の結果について報告を受けたときは、これを審議会委員に報告し市長に答申するものとする。

(庶務)

第6条 特別部会の庶務は環境局において行なう。

(そ の 他)

第7条 本要綱で定めるもののほか、特別部会の運営に関し必要な事項は部会長が特別部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月17日から施行する。

4 札幌市緑の審議会市街地のみどりのあり方特別部会委員名簿

	役職または所属	氏 名
部会長	北海道大学大学院農学研究科 教授	浅川 昭一郎
委 員	北海道大学大学院農学研究科 助教授	柿澤 宏昭
委 員	北海道大学大学院工学研究科 都市環境工学 教授	越澤 明
委 員	北海道大学大学院北方生物圏フィールド科学センタ ー 助教授	富士田 裕子
委 員	北海学園大学工学部社会環境工学科 教授	余湖 典昭
委 員	札幌市立高等専門学校 教授	吉田 恵介
委 員	(社)北海道建築士会札幌支部 会員	大橋 馥
委 員	(社)北海道造園緑化建設業協会 会長	四宮 禹雄
委 員	丸山環境教育事務所 代表	丸山 博子
委 員	“ホッとしのろ21” 会員	引地 輝代子

5 審議経過

平成 16 年 12 月 17 日

第 52 回札幌市緑の審議会総会

「台風 18 号で多数の風倒木被害を経験したほか、みどりの量的増加に伴い市民から多様な要望が寄せられる中、今後市民とともにみどり豊かな街づくりを進めるために、樹木を主とした市街地のみどりはどうあるべきかについて」市長から諮問。「市街地のみどりのあり方特別部会」の設置を決定。

平成 16 年 12 月 17 日

第 1 回市街地のみどりのあり方特別部会

「今後の審議の内容・あり方」「台風被害関係」「緑のボリュームアップ、市民との関わり」「市民との協働の取り組み」について審議。

平成 17 年 1 月 31 日

第 2 回市街地のみどりのあり方特別部会

「市街地のみどりと緑の指標の取り方」「みどりのボリュームアップとの関わり」「市民との関わり」について審議。

平成 17 年 3 月 8 日

第 3 回市街地のみどりのあり方特別部会

「答申のイメージの整理」「市街地のみどりの現状と課題」「市街地のみどりの基本的考え方」「具体的取組」について審議。

平成 17 年 3 月 25 日

第 53 回札幌市緑の審議会総会

市街地のみどりのあり方特別部会委員の指名を受ける。市街地のみどりのあり方特別部会中間報告を行う。

平成 17 年 6 月 9 日

第 4 回市街地のみどりのあり方特別部会

答申のイメージ(試案)に基づき、「市街地のみどりの重要性」「市街地のみどりの現状と課題」「市街地の樹木のあり方」「具体的な取り組み方法」について審議。

平成 17 年 9 月 1 日

第 5 回市街地のみどりのあり方特別部会

答申（素案）について審議。

平成 17 年 9 月 22 日

第 6 回市街地のみどりのあり方特別部会

答申（素案）について審議。

平成 17 年 10 月 26 日

第 54 回札幌市緑の審議会総会

答申（案）について審議。